

「記述情報の開示に関する原則(案)」を公表—金融庁

去る2018年12月21日、金

融庁は、「記述情報の開示に関する原則(案)」を公表した。企業による情報開示をめぐる現在の課題を踏まえ、財務情報以外の開示情報である、いわゆる「記述情報」について、望ましい開示の考え方、開示の内容、開示に対する取り組み方をまとめたもの。

昨年6月28日に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」の提言を受け、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実を図るために、企業が経営目線で経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報等を開示していくうえでのガイダンスとなる。

大きく総論と各論に分かれ、総論では「記述情報の開示に共通する事項」として、次の事項に関する考え方や望ましい開示に向けた取組みが示されている。

・取締役会や経営会議の議論の

適切な反映

- ・ 重要な情報の開示
- ・ セグメントごとの情報の開示
- ・ わかりやすい開示

また、各論では、次のような有価証券報告書の記述情報に関する開示項目ごとに、法令上記載が求められている事項とともに、考え方、望ましい開示に向けた取組みのほか、米国SECのガイダンスも参考として示されている。

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
 - ・ 経営方針・経営戦略等
 - ・ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
- 2 事業等のリスク
 - ・ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等
- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
 - ・ MD&Aに共通する事項
 - ・ キャッシュ・フローの状況

の分析・検討内容並びに資本の財源及び資本の流動性に係る情報
・ 重要な会計上の見積り及び

監査

会計監査に関する情報提供充実の報告書案、検討

金融庁、監査情報充実懇

去る2018年12月20日、金

融庁は第3回「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」(座長：八田進二・大原大学院大学教授)を開催した。前回(2019年1月1日号

(No.1533)情報フラッシュ参照)での議論をもとに、事務局から「会計監査に関する情報提供の充実について(案)」(以下、「報告書案」という)が示され、検討が行われた。報告書案は次のような構成となつている。

- I はじめに
 - 1 経緯
 - 2 会計監査に関する情報提供の充実の重要性
- II 通常とは異なる監査意見についての説明・情報提供
 - 1 現状
 - (1) 無限定適正意見以外の監査報告書

当該見積りに用いた仮定

コメント期限は2月1日17時となつている。

監査

追加的な説明の手段

報告書案II 2(2)では、経営者、監査役等および監査人がそろって参加する場での説明が考えられる旨が示されている。

メンバーからは「法的に措置がされると理解している」、「新たな制度を作るのは屋上屋になるのでは」、「三者がそろって説明するのが理想的。監査人不在で欠席裁判が行われないように」などの意見が聞かれた。

守秘義務

報告書案II 2(3)では、日本公認会計士協会の倫理規則の「正当な理由」についての考え方を示すなどの方策を検討すべき旨が示されている。

メンバーからは、「他の職業的専門家の依頼人利益の保護という論点とは公的使命を果たすという点で別問題では」などの意見が聞かれた。

おわりに

報告書案には「金融庁、取引所、日本公認会計士協会を含む関係者においては、本とりまとめを踏まえ、必要な環境整備についての検討を速やかに開始することが期待される」とあるが、メンバーから「具体的にどこがどのような施策をするか明確にすべき」という意見があつた。

報告書案のタイトル

- III 監査人の交代に関する説明・情報提供
 - (1) 現状
 - (2) 監査人の交代理由の開示についての考え方
- IV おわりに

タイトルについて、メンバーから「特別に丁寧な意見が求められる場合の限定的なものといふことがわかるタイトルにすべき」という意見があり、一方、「このままが妥当」などの変更に対する否定的な意見も聞かれた。

＊
 今回の議論で報告書案について、報告書の承認がされ、公表
 しておおむね意見を聞いたとして、時期・方法については座長に
 任された。

会計 時価算定会計基準に伴う各基準 等改正案、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る2018年12月25日、企業会計基準委員会は第138回金融商品専門委員会を開催した。公正価値測定ガイダンス・開示に
 関し、第398回親委員会(2019年1月1日号(No.1533)情報フラッシュ参照)で示された事務局案をもとに、検討が行われた。

また、経過措置について、適用初年度においては、新たな会計方針を将来にわたって適用するが、新会計基準の適用に伴う時価を算定するために用いた方法を
 変更する場合、その変更の影響額を分離することができる場合は、遡及適用できる等の規定を盛り込んだ時価算定会計基準の文案が示された。

投資信託の時価算定

事務局から、投資信託の時価算定に関しては、基準公表後お
 おむね1年をかけて検討を行い、改正を行うまでの間は現行の取扱いを維持することとし、あ
 わせて経過措置を利用した際の投資信託の時価レベルの取扱いが提案された。

専門委員からは、賛成意見が聞かれたが、「経過措置においてレ
 ベル別に開示する必要があるのか」という意見も聞かれた。

適用時期および経過措置の検討

適用時期については、2020

(図表) 改正案が示された基準等

- ・金融商品会計に関する実務指針※
- ・金融商品会計に関するQ&A※
- ・金融商品の時価等の開示に関する適用指針
- ・金融商品の時価等の開示に関する適用指針(開示例)
- ・棚卸資産の評価に関する会計基準
- ・四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針
- ・外貨建取引等の会計処理に関する実務指針※

※はJICPAの公表物

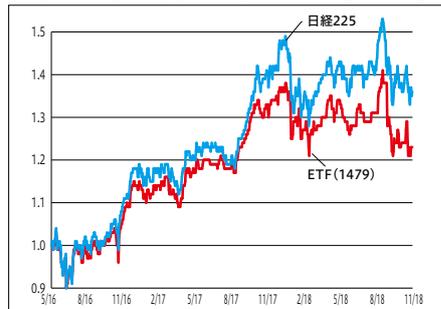
投資のハナシ 裏表

人材設備投資ETFと日銀

三田 哉

地面師のテーマで書き上げた原稿が、編集部からダメ出しされてしまった。締切まで間がないというのに別の話題を探さねば。「地面師」カミンスカス↓紙透かす↓紙幣」という必然的展開で、日銀の話題にしよう。

(図表) 人材設備投資ETF(1479)と日経225の比較



2015年12月に日銀が金融緩和の補完策として、「人材投資や設備投資に積極的な企業の株式から構成されるETF」の間購入枠3,000億円を設定するという方針を発表した。その時点では、この条件を満たすETFは存在していなかったため、各運用会社は急遽、有望のETFを開発・上場させた。当時、友人から聞いた話だが、インデックス投資に関して造詣の深い著名なK氏が「人材投資・設備投資に積極的な企業の株式が市場インデックスをアウトパフォームする確証はない。なぜそのような銘柄に絞って投資するのか根拠が薄弱だ」といつていたらしい。日銀は、日経225連動型ETFだけを買
 い続けることが市場を歪ませることになるという非難に配慮があったのだらう。

確認してみる。人材設備投資ETFで純資産が最も大きいダイワ上場投資MSCI日本株人材設備投資指数(1479)と日経225のパフォーマンスを配当金・分配金込みで比較したのが図表だ。

投資基準、また設備投資成長率と売上高成長率から計算される成長率基準により採用候補銘柄を選出します」となっている。このETFの11月末時点での組み入れ上位10銘柄を挙げると、ソニー・トヨタ自動車・キーエンス・花王・アステラス製薬・KDDI・ブリヂストン・NTTドコモ・小松製作所・塩野義製薬となっている。素人考えでは、こういった基準で選ばれた銘柄群のパフォーマンスはよさそうに思えるのだが、なぜ、悪いのだろうか？

ありがちな答えだが、「市場が効率的ならば、人材投資・設備投資に積極的という材料はすでに株価に反映されているはずだから、将来のパフォーマンスがよくなる保証はない」ということになるのだらうか。

日銀の発表によると、狙いは、運用利回りの向上ではなく、人材投資・設備投資の動きが広まるよう支援することにあつたようだ。ということで、人材投資・設備投資に最も積極的なは、間接的ながら日銀なのだから、組み入れ銘柄トップに日本銀行(8301)としていたら、どうだろうか。

実際に運用を始めてから2年以上経過したので、運用結果を

結果論では、マーケットを歪めているという批判を気にせず日経225型ETFに投資したほうが資金運用の面からはよかつたことになる(対TOPIXだとこれほど差はないのだ)。

このETFの目論見書によると「売上高に対する設備投資と研究開発費から計算される設備投資基準額、売上高に対する給与と総額から計算される人的資本

時価算定会計基準ならびに同
適用指針のほか、関連する基準
等(図表)の改正文案が示され、

検討された。
*
1月上旬の親委員会で公開草
案の公表議決を目指す予定。

会計

法人税等の計上区分で組替調整 が生じる?—ASBJ、税効果会計専門委

去る2018年12月14日、企
業会計基準委員会は第59回税効

果会計専門委員会を開催した。
前回(2018年8月10日号

が示されている。

(No.1520)情報フラッシュ
参照)から議論されている「そ
他の包括利益に対する課税」
については、法人税等のうち、
その他の包括利益に計上される
取引および事象に関連して生じ
るもののほか、株主との取引に
関連して生じる法人税等も含ま
れるため、「法人税等の計上区
分」として検討が行われた。

なお、税金費用に関して、法
人税等に関するものを「当期税
金」として、税効果会計に関す
るものを「繰延税金」として表
記している。

税金費用の処理の考え方に関

する分析

事務局より、税金費用(当期
税金および繰延税金)の計上区
分をめぐって次の2つの考え方

(案1) 税金費用は税金の発生
源泉となる取引や事象に起因
して生じるものであるため、
その処理についても当該取引
等の処理と整合性を図るべき
(案2) 当期税金の支払は、課
税当局への納付(分配)であ
るため、企業が税金を納付す
る義務を負う時点で、税金の
発生源となる取引等の処理
にかかわらず、法人税等の全
体を損益に計上すべき

事務局からは案1を採用する
方向で検討を進める提案がなさ
れた。

専門委員からは、「違和感が
ない」、「合理的である」、「利用
者としては案2の法人税等の総
額を知りたいアナリストはあま
りいないのでは」など、案1を
支持する意見が多く示された。

検討が必要な事項

事務局から、案1を採用する
場合に検討が必要とされる事項
が次のように示された。

- ① 組替調整(リサイクル)の
取扱い
- ② 当期税金の配分における税
率変更の影響後の取扱い
- ③ 配分の困難さや手続の煩雑
さに対するコストベネフィッ
トの対応

なお、営業利益、営業外損益、
特別損益等の各段階利益におけ
る税引前利益と法人税等の対応
まで図るか否かについては、当
期純利益は、税引前当期純利益
から当期の負担に属する法人税
等の額を控除して表示するとい
う企業会計原則の損益計算書原
則の枠組みを維持したうえで対
応を図ることとされ、検討事項
に取り上げないことが示され
た。

専門委員からは、「リサイク
ルは煩雑になるのでは」、「リサ
イクルは退職給付でも難しいな
がらも実務対応しており、それ

ほど大差はないように思える」
などの意見が出され、事務局か
らは「実際にリサイクリングが
どのように行われるか不明であ
り、どれだけ手間がかかるかを
わからないと決められないの
で、今後設例を検討して示した
い」との回答があった。

会計

企業結合会計基準案のコメント 対応、検討—ASBJ、企業結合専門委

去る2018年12月17日、企
業会計基準委員会は第101回

企業結合専門委員会を開催し
た。
前回(2018年12月1日号

提案がされた。

(No.1530)情報フラッシュ
参照)に引き続き、「企業結合
に関する会計基準(案)」等の
公開草案に寄せられたコメント
対応および文案検討が行われ
た。

(案1) 対象取引の範囲のみを
明確化する
「結合後企業が関連会社とな
る場合」には、結合企業の株式
を子会社株式として有しており、
結合後企業が関連会社となる場
合を含むことを明確化する。
(案2) 会計処理について明確
化する
企業結合により、会社の支配
を喪失し関連会社となる場合の
会計処理が明らかになるように
文案を修正する。

公開草案に寄せられたコメン
トのなかに「結合分離適用指針
279項にて、企業結合前に被結合
企業の株主が結合企業の株式を
子会社株式として有しており、
企業結合の結果、被結合企業が
関連会社となる場合の会計処理
が不明確になる。事業分離等会
計基準42項も同様に見直すべ
き」というものがあり、これに

また、事業分離等会計基準38
項(被結合企業の株主(親会社)
の持分比率が減少する場合)の
修正の必要の可否についても、
ディスカッション・ポイントと
された。

専門委員の意見

専門委員からは、「範囲も会

計処理も明確になるので案2が望ましい」、「案1は現行より悪くなっている」と、案2を支持する意見が多数であった。

また、事業分離会計基準38項の修正についても、修正の必要性があるという意見は聞かれなかった。

会計

新規テーマの論点、検討順序を提示

去る2018年12月18日、企業会計基準委員会は第19回ディスクロージャー専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

これまでの経緯

第397回の企業会計基準委員会(2018年12月20日号(No.1532)情報フラッシュ参照)において、次の2つの注記情報の充実について、ASBJの新規テーマとすることが決定された。

- (1) 見積りの不確実性の発生要因
- (2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

新規テーマへの対応

これを受けて、ディスクロージャー専門委員会において、(1) (2)の新規テーマへの対応につい

また、事業分離会計基準38項の修正についても、修正の必要性があるという意見は聞かれなかった。

て議論された。

まず、(1)・(2)の会計基準の名称については、次のような提案がされた。

- (1) ↓不確実性の程度が高い見積りの開示
- (2) ↓重要な会計方針の開示

また、(2)についてはIASBにおいても類似の検討が行われているため(今号情報フラッシュ・ASAF対応専門委員の記事参照)、IASBの動向を確認しつつ、(1)から検討することが提案された。

(1) 不確実性の程度が高い見積りの開示

(1)の会計基準を開発するにあたって、検討すべき論点、およびその検討順序が提案された。

【第1段階】見積りの開示にかかると基本的な考え方を整理する

段階

論点1：開示目的

論点2：見積りの定義およびその範囲

論点3：見積りの不確実性の程度の判断

論点4：注記事項

【第2段階】その他の基準開発上の論点を検討する段階

論点5：基準の種類

論点6：適用時期および経過措置

論点7：基準の適用範囲

【第3段階】基準文案・設例・開示例を検討する段階

論点8：基準文案などの作成

(2) 重要な会計方針の開示

(2)の会計基準を開発するにあ

たつて、検討すべき論点、およびその検討順序が提案された。

【第1段階】重要な会計方針の開示にかかると基本的な考え方を整理する段階

論点1：開示目的

論点2：開示すべき会計方針

論点3：注記事項

【第2段階】その他の基準開発上の論点を検討する段階

論点4：基準の種類

論点5：適用時期および経過措置

論点6：基準の適用範囲

【第3段階】基準文案・設例・開示例を検討する段階

論点7：基準文案の作成

会計

IFRS9号等に関するアジエンダ決定案への対応を審議

ASBJ、IFRS適用課題対応専門委

去る2018年12月17日、企業会計基準委員会は第25回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。

【繰延税金・資産及び負債の税務基準額(IAS12号)】の審議動向についての報告が行われた。限定的な修正を行うことにIASB審議メンバー全員が賛成をしております、公開草案を開発することが決定された。

10月のIASBボード会議において審議された項目に関する議論の報告と11月のIFRS解釈指針委員会会議において議論

賛成をしております、公開草案を開発することが決定された。

専門委員から「12号を変えることにより取引のばらつきをなくすことには意味がある」、「税法との関係はどうなのか?」などの意見があった。

【繰延税金・資産及び負債の税務基準額(IAS12号)】の審議動向についての報告が行われたが、審議の結果、①と②については、コメント・レターを提出するかどうかを再度

- ① サプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに対する顧客のアクセス権(IAS38号)
- ② 一定期間にわたる建築物の移転(IAS23号)
- ③ 共同支配事業者によるアウトプットの売却(IFRS11号)
- ④ 非金融商品項目の購入又は売却契約の現物決済(IFRS9号)
- ⑤ 予想信用損失の測定における信用補元(IFRS9号)
- ⑥ 信用減損金融資産の治癒(IFRS9号)

事務局からは、6事項すべてにおいてコメント・レターを提出する必要はないとの提案が行われたが、審議の結果、①と②については、コメント・レターを提出するかどうかを再度

事務局からは、6事項すべてにおいてコメント・レターを提出する必要はないとの提案が行われたが、審議の結果、①と②については、コメント・レターを提出するかどうかを再度

検討することとなった。
専門委員から「全般にいえることだが、スペシフィックな事例についての議論が増えている

会計

12月開催のASAF・IASBボード会議、報告

去る2018年12月20日、企業会計基準委員会は第79回ASAF対応専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

12月開催ASAF会議の報告

12月6、7日に開催されたASAF会議では、さまざまな論点について議論されたが、このうち「のれんの償却」についてのASAFメンバーの意見がASBJ事務局から報告された。

賛成意見

南アメリカ地域・南アメリカ地域の関係者の多くは支持している（発言者自身は支持してない）
中国：のれんの償却に賛成

反対意見

イギリス：そもそも、のれんは資産ではない
韓国：のれんは資産ではあるが、競合他社や技術革新によって

ので、類推適用や波及的な効果を考えないといけない」との意見があった。

削減する資産である

フランス：のれんを償却することで、のれんの会計処理に著しい変更をもたらすべきであるか疑問

12月開催のIASBボード会議

(1) 会計方針の開示における重要性の概念
以前、会計方針の開示に関するガイダンスおよび設例を開発することが暫定決定された。

今回、これに関連して、IASBスタッフから次の2つのアプローチが示された。

アプローチ1：IAS1号17項から124項におけるsignificanceの概念を定義する
アプローチ2：IAS1号17項から124項におけるsignificanceの概念をmaterialityの概念に置き換える

このスタッフ提案に関して、ASBJ事務局は次の考えを示した。

・significanceの定義を開発し、IAS1号に含めることに反対である。
・両者は単純に置き換えるべき問題ではなく、significanceの概念を安易にmaterialityに統一するべきではない

(2) 基本財務諸表(EBITDA)
また、EBITDAに関して、IASBスタッフは次の内容の提案を行った。

・EBITDAを、「減価償却費および償却費前営業利益」と記述する
・EBITDAを、「MPMとは

考えられない指標のリスト」に追加する

このスタッフ提案に関して、ASBJ事務局は次の考えを示した。

・EBITDAは資金調達方法、税制および減価償却方法の違いによらない利益獲得能力を示す指標であり、IASBスタッフの提案が必ずしもEBITDAを表しているとはいえない

・MPMとは考えられない指標のリスト」には、税引前利益や売上総利益などの計算方法を指標に含めるべきであり、EBITDAを追加するスタッフ提案を支持しない

国際会計

公開草案「不利な契約」、公表

IASB

去る2018年12月13日、IASBは、IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を明確化する「IAS37号の改訂」

（以下、「公開草案」という）を公表した。

公開草案に対するコメント

は、2019年4月15日まで受け付けている。

公開草案公表の背景

公開草案では、ある契約が損失を生じさせるものであるかどうかを検討する際に、どのようなコストがその検討に含まれるべきかを明確にしようとしてい

る。これは、IFRS解釈指針委員会に、このような検討の際に含められるべきコストを明確化してほしいという要望があったことによる。

公開草案の内容

ある契約が損失を生じさせるものであるか、したがってその契約が不利な契約であるかどうかは、契約を履行するために生じる予想コストが、契約から受けるであろうと想定される経済的便益を上回るかどうかによる。

IASBは、IAS37号を改訂することにより、契約を履行するためのコストには、原材料費のような増分コストのみならず、契約を履行するために使用する機器の減価償却費のような契約に直接関係するコストの配分額も含まれることを明確にしようとしている。

公開草案の影響

この公開草案の改訂によって、会計処理が明確になり、首尾一貫して適用されるようになると思われる。今回の改訂は、製造業、建設業、サービス業に従事する企業に特に関連し、以前よりコストを早期に認識する必要が生じる可能性がある。

リースの基準の改善ASU案、公表—FASB

去る2018年12月19日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「リース(トピック842) —リースの基準の改善」(以下、「公開草案」という)を公表した。

(1) 貸手による原資産の公正価値の決定

リースの以前の基準書であるトピック840「リース」は、製造者またはディーラーではない貸手(金融機関などの貸手)による原資産(リースしている資産)の公正価値の測定に関して、明確な例外規定を提供していた。公開草案では、製造者またはディーラーではない貸手に、原資産の公正価値として、適用される量または取引ディスカウントを反映した取得原価を使用できるといふ、トピック840の例外規定をトピック842に追加している。

しかし、原資産の取得とリースの開始日との間に重要な時間の経過がある場合には、貸手はトピック820「公正価値測定」の公

正価値の定義を、原資産の公正価値の測定に適用することが要求される。

(2) キャッシュ・フロー計算書の表示

また、トピック942「金融サービス—預金および貸付」の範囲の貸手は、「販売タイプ・リース」

と「直接金融リース」でのリースの元金受領をキャッシュ・フロー計算書で、原則である「営業活動」ではなく、「投資活動」として示すことが要求される。

適用関係

コメント期限は2019年1月15日である。

公開草案は、2019年12月16日以後開始する中間期間と年度から適用され、早期適用は認められる。

税務

国税庁長官・新春インタビュー

— 国税庁

国税庁長官の藤井健志氏は、国税記者クラブとの新春インタビューに際し、2019年の税務行政運営について、抱負などを語った。

新年の抱負

本年も引き続き「納税者の自発的な納税義務の履行を適正に



コードを利用したコンビニ納付を開始するなど、ICTを利用した申告を推進している。

国際的な取引への対応
BEPSプロジェクトをはじめとする国際的な取組みが進展している。昨年、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換する国際基準である「CSR(共通報告基準)」

本年10月から始まる軽減税率制度の周知等を行うため、適用対象品目や請求書の書き方などについて、具体的に解説したQ&Aの公表や、「消費税軽減税率電話相談センター」の設置などの取組みを行っている。

が開始されており、これにより得られる情報を活用することによって、適正公平な課税および徴収に努めていきたい。

金融

市場の不安定化要因となる米FRB議長と米財務長官

米財務省の公表した文書によると、ムニョーシン米財務長官は2018年12月23日、アメリカの大手銀行6行の首脳と個別に電話協議を行い、民間の個人や企業に対する融資に十分な資金を備えていることを各首脳から確認を取った。さらに翌日にはFRBや証券取引委員会などの公的機関とも正常な市場運営について電話協議を予定している、と伝えている。

またムニョーシン財務長官はこの文書のなかで、「政府機関の一部閉鎖のため、政府支出や内閣入庁など重要な機能を維持するための中核業務を担う財

務省の人員に問題が生じるおそれがある」ともいつている。普通こうした場面では、金融当局は極力表沙汰にならないように、この種の情報の扱いは慎重になるはずである。システミックリスクを想起する市場の不安を回避することを優先して考えるからだ。

だが、今回は財務長官が公式文書で事実を公表した。そのため、「6行の資金繰りを確認しなければならぬほど状況は悪い」と市場が受け取り、市場の不安定化要因となる可能性もある。

またパウエルFRB議長もト

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年 12月14日	会計制度委員会研究報告「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」(公開草案)	JICPA	インセンティブ報酬をめぐる昨今の流れから、役員や従業員(執行役員を含む)に対するインセンティブ報酬の会計上の取扱いについての研究をまとめたもの。コメント期限は1月25日まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20181214qqg.html	—
	会計制度委員会研究報告「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」(公開草案)		財務諸表における偶発事象の取扱いについて、わが国のこれまでの偶発事象に関する会計上の考え方を整理するとともに調査・研究をまとめたもの。コメント期限は1月25日まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20181214qqg.html	—
2018年 12月18日	コメント募集「決算発表および四半期報告」	SEC	開示の有効性と投資家の保護を維持、場合によっては強化しながら、四半期報告に関連する報告会社の負担をどのように軽減できるか等についてコメントを求めるもの。コメント期限は3月21日まで。 https://www.sec.gov/news/press-release/2018-287	—
2018年 12月21日	平成31年度税制改正の大綱		与党「平成31年度税制改正大綱」を受けて、閣議決定されたもの。消費税率引上げ対策をはじめ、組織再編や連結納税の要件緩和、過大支払利子税制等の国際課税の見直しなどが盛り込まれている。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf	—
2018年 12月21日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	平成30年度税制改正に伴う、PE認定の人為的回避防止措置の導入、租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定の整備等について所要の見直しが行われたもの。外国法人の平成31年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。 http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/181219/index.htm	—

平成最後の年末はアメリカ発の同時株安

証 券

ランプ大統領から更迭されるのでは、と一部報道がみられたが、ムニョーシン財務長官が「大統領は『パウエル議長を解任することを示唆したこともないし、その権限があるとも思っていない』といった」と否定している。

ただトランプ大統領は、今回12月のFOMCで利上げを実施したパウエルFRB議長に対して不満があることは認めている。

一部閉鎖となる事態になった。また、12月19日、米FRBは大方の予想どおり、利上げを実施したが、大統領は公然と利上げを批判した。FRB議長の解任を図るかのような情報が流れ、市場の動揺を誘った。さらにトランプ政権の重しのような存在とみられてきたマティス国防長官が辞任を発表し、トランプ政権の信頼性を低下させた。

平成最後の年末となる2018年12月後半、景気拡大期間は戦後最長となるか、という政府発表が話題になる一方で、株価は日経平均は連日下落し、直前高値からの下落率は10%を超えた。2月、10月に続く目立った下落ではあるが、株価水準が下がってきたため、今回の下げで20,000円の大台を割り、1年3カ月ぶりの1万円台となった。

この同時株安の下落率をみると、直前高値の12月初めに比べ24日現在、アメリカ株は約15%に達し、日本株は10%強、欧州株や日本以外のアジア株は5〜7%の下落とそれまでの株価上昇率の順位とはまったく逆になっている。

この同時株安の下落率をみると、直前高値の12月初めに比べ24日現在、アメリカ株は約15%に達し、日本株は10%強、欧州株や日本以外のアジア株は5〜7%の下落とそれまでの株価上昇率の順位とはまったく逆になっている。

アメリカ議会はアメリカ・メキシコ国境に壁を築くという大統領計画をめぐって与野党の対立が激化し、予算案が成立しない。そのため、支出不足が発生し、12月下旬から米政府機関が

この株価下落の主因は、もちろん米市場からの波及である。アメリカの株価の変調・下落は、世界同時株安へ広がっており、

*